

山梨県公報

第百四十五号

令和二年

十一月十六日

月 曜 日

目次

○家畜等の移動を禁止する区域の指定の解除……………	五七九
○土地収用事業の認定……………	五七九
公 告	
○特定非営利活動法人の設立の認証申請……………	五八〇
○大規模小売店舗を設置する者の変更の届出……………	五八一
○国土調査の成果の認証……………	五八一
○公共測量の終了……………	五八一

告 示

山梨県告示第三百三三号

山梨県家畜伝染病のまん延防止に関する規則(昭和三十一年山梨県規則第五十二号)第四条第一項の規定による腐蛆病のまん延を防止するため蜜蜂等の移動を禁止する区域の指定(令和二年山梨県告示第二百八十号)は、解除する。

令和二年十一月十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県告示第三百四号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十条の規定により、次のとおり土地収用事業の認定をした。

令和二年十一月十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 起業者の名称 富士吉田市
- 二 事業の種類 富士吉田市立コミュニティ供用施設ときわ台公会館建設事業
- 三 起業地

1 収用の部分 山梨県富士吉田市ときわ台二丁目地内

四 事業を認定した理由

2 使用の部分 なし

1 法第二十条第一号要件
富士吉田市立コミュニティ供用施設ときわ台公会館建設事業(以下「本件事業」という。)は、富士吉田市(以下「起業者」という。)が、地域の活性化、住民の交流促進、高齢者の社会参画、青少年の健全育成等を図るためにコミュニティ供用施設ときわ台公会館(以下「本件施設」という。)を設置する事業であることから、法第三十二条に掲げる地方公共団体が設置する「その他公共の用に供する施設」に関する事業に該当する。

2 法第二十条第二号要件

起業者は、本件事業に要する経費について、令和二年度予算において予算措置を講じていることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であると認められる。

3 法第二十条第三号要件

(一) 本件事業の施行により得られる公共の利益

今回、起業者が設置するコミュニティ供用施設は、地域住民が、芸術文化、生涯学習などの活動を通して、地域の活性化、住民の交流促進、高齢者の社会参画、青少年の健全育成等を図るコミュニティ活動の拠点となる施設である。

起業者は、これまでに六箇所の基幹コミュニティセンター及び二十三箇所のコミュニティ供用施設を市内各所に設置し、これらは、地域住民のコミュニティ活動推進に大きく寄与してきたところ、市の総合計画においては、コミュニティ供用施設の整備が重要施策として位置付けられている。

また、コミュニティ供用施設は、市の地域防災計画が定める災害時の指定緊急避難場所として防災面においても重要な役割を果たしている。

しかしながら、現状、ときわ台地域には、コミュニティ供用施設が整備されておらず、同地域の住民は、各種コミュニティ活動時及び災害時には、近隣地域の施設を利用せざるを得ない等、大きな負担を強いられており、同地域内におけるコミュニティ供用施設の早期整備を強く求めている。

本件事業はこのような状況を改善するために本件施設を設置するものであり、本件事業の施行は、ときわ台地域の活性化、住民の交流促進、高齢者の社会参画、青少年の健全育成等に大きく寄与することとなる。

また、コミュニティ供用施設は市の地域防災計画が定める指定緊急避難場所と

しての役割も担う施設であることから、本事業の施行は地域住民の安心・安全の確保にも大いに寄与するものであり、公益に資するところ大なるものである。したがって、本事業の施行により得られる公共の利益は、大きいと認められる。

(二) 本事業の施行により失われる利益

本事業の起業地内には、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）により、保護のため特別の措置を講ずべき文化財及び動植物は見受けられない。

また、起業者は、建築工事期間中における騒音、振動、粉塵等については、仮囲いの設置、工事時間の厳守及び低騒音重機の使用等により対策を講じるとともに、本件施設建設後も近隣住民のプライバシーや安全面にも十分配慮することとしている。

(三) 代替案との比較

本事業の施行位置について、ときわ台地域の中心に位置し地域住民の利便性が高いこと、支障となる物件が最小限であること、必要な面積を確保できること、造成が容易であり最小限の事業費で執行できること等社会的、技術的及び経済的な要件を考慮して選定された三案を比較検討した結果、本事業の起業地が、これらの要件を満たす最も適切なものと認められる。

(四) 比較衡量

(一)で述べた得られる公共の利益と(二)で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、(三)で述べたとおり、本事業の起業地は、代替案と比較して最も適切であると認められる。

したがって、本事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号要件

(一) 本事業を早期に施行する必要性

起業者は、中期財政計画において本事業を計画しており、今年度予算措置も講じている。

また、3(一)で述べたとおり、ときわ台地域の住民は、本施設の早期整備を強く求めている。

以上のことから、本事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本事業に係る起業地の範囲は、本施設の利用目的、利用形態等から建設する施設の規模等を推計し、それらをもとに、本事業において必要とされる面積を算出したものであり、適切であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

(三) 収用する公益上の必要性

以上により、本事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるので、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

1から4までのとおり、本事業は、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断することができる。

よって、法第二十条の規定により、事業の認定をしたものである。

五 法第二十六条の第二項の規定による図面の縦覧場所 富士吉田市役所企画部市民協働推進課

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、山梨県県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

令和二年十一月十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 申請のあった年月日 令和二年十一月四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人あい

2 代表者の氏名 天野いづみ

3 主たる事務所の所在地 山梨県南都留郡忍野村内野二百二十八番地四

4 定款に記載された目的 この法人は、介護保険対象者及び関係者に対して、居宅介護支援・認知症カフェ・おまかせサービスに関する事業を行い、要介護者やその家族からの相談に応じ、ケアプランを作成し、介護を必要とする高齢者やその家族等支えていき、すべての人々が健やかに暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄

与することを目的とする。
三 縦覧期間 令和二年十一月十日から同年十二月十日まで

● 大規模小売店舗を設置する者の変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。
令和二年十一月十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 綿半ホールディングス株式会社 代表取締役 野原勇 長野県飯田市北方千二十三番地一
二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 綿半スーパーセンター富士河口湖店 山梨県南都留郡富士河口湖町船津字南八津四千九百十番地外及び山梨県富士吉田市新倉字流二千七百二十九番地外
2 変更した事項 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
綿半ホールディングス株式会社 代表取締役 野原莞爾 代表取締役 野原勇 長野県飯田市北方千二十三番地一	綿半ホールディングス株式会社 代表取締役 野原勇 長野県飯田市北方千二十三番地一

3 変更の年月日 令和二年九月十五日
三 届出年月日 令和二年十一月四日
四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
五 縦覧期間 この公告の日から令和三年三月十六日まで

● 国土調査の成果の認証
国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和二年十一月十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 調査を行った者の名称 甲府市
二 調査を行った時期 平成三十年五月三十日から令和二年三月三十一日まで
三 成果の名称 地籍図及び地籍簿
四 調査を行った地域 甲府市大字山宮町の一部
五 認証年月日 令和二年十一月六日

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により昭和町から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。
令和二年十一月十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 測量の種類 公共測量（デジタル撮影）
二 測量の地域 昭和町全域
三 測量の期間 令和二年四月三日から同年十一月二日まで

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番